

第12章 事後調査の計画

12.1 事後調査項目並びに選定項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由

12.1.1 事後調査項目の選定

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査を実施する項目の選定結果は、表 12.1-1 に示すとおりである。

表 12.1-1 事後調査項目の選定

項目		環境影響要因		事後調査項目選定	
大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	工事	建設機械の稼働	×	
			資材運搬等の車両の走行	×	
		存在・供用	施設の稼働	×	
	二酸化硫黄又は硫黄酸化物	存在・供用	施設の稼働	×	
	浮遊粒子状物質	存在・供用	施設の稼働	×	
	水銀等（水銀及びその化合物） その他の大気質に係る有害物質等	存在・供用	施設の稼働	×	
騒音・ 低周波音	騒音	工事	建設機械の稼働	×	
			資材運搬等の車両の走行	×	
	低周波音	存在・供用	施設の稼働	×	
振動	振動	工事	建設機械の稼働	×	
			資材運搬等の車両の走行	×	
		存在・供用	施設の稼働	×	
悪臭	悪臭指数又は臭気の濃度	存在・供用	施設の稼働	×	
	特定悪臭物質	存在・供用	施設の稼働	×	
水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量	存在・供用	施設の稼働	×
		浮遊物質	存在・供用	施設の稼働	×
		窒素及びリン	存在・供用	施設の稼働	×
		水素イオン濃度	存在・供用	施設の稼働	×
		溶存酸素量	存在・供用	施設の稼働	×
		その他の生活環境項目	存在・供用	施設の稼働	×
		健康項目等	存在・供用	施設の稼働	×
	底質	底質に係る有害物質等	存在・供用	施設の稼働	×
土壌	土壌に係る有害物質	存在・供用	施設の稼働	×	
動物	保全すべき種	工事	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行	○	
		存在・供用	施設の稼働	×	
廃棄物等	廃棄物	工事	造成等の工事	×	
		存在・供用	施設の稼働	×	
温室効果ガス等	温室効果ガス	工事	建設機械の稼働	×	
		工事	資材運搬等の車両の走行	×	
		存在・供用	施設の稼働	×	
		存在・供用	自動車等の走行	×	

12.1.2 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査項目から除外する項目及びその理由は表 12.1-2 に示すとおりである。

表 12.1-2(1) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

項目	環境影響要因		除外する理由
大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	工事	建設機械の稼働 予測の精度が確保されているとともに、建設機械の稼働に伴う排ガスの最大影響濃度は整合を図るべき基準等を満たしていることから、その影響は軽微と考える。したがって、事後調査項目から除外する。
		工事	資材運搬等の車両の走行 予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両の走行に伴う将来予測濃度は整合を図るべき基準等を満たしていることから、その影響は軽微と考える。したがって、事後調査項目から除外する。
	存在・供用	施設の稼働 予測の精度が確保されているとともに、施設の稼働に伴う排ガスの最大影響濃度は整合を図るべき基準等を満たしていることと予測され、かつ、本事業はプラント更新事業であり、施設の稼働は現況と同等又はそれ以下と想定されるため、影響は軽微と考える。したがって、事後調査項目から除外する。	
	二酸化硫黄又は硫黄酸化物	存在・供用	施設の稼働 予測の精度が確保されているとともに、施設の稼働に伴う排ガスの最大影響濃度は整合を図るべき基準等を満たしていることと予測され、かつ、本事業はプラント更新事業であり、施設の稼働は現況と同等又はそれ以下と想定されるため、影響は軽微と考える。したがって、事後調査項目から除外する。
	浮遊粒子状物質	存在・供用	施設の稼働 予測の精度が確保されているとともに、施設の稼働に伴う排ガスの最大影響濃度は整合を図るべき基準等を満たしていることと予測され、かつ、本事業はプラント更新事業であり、施設の稼働は現況と同等又はそれ以下と想定されるため、影響は軽微と考える。したがって、事後調査項目から除外する。
水銀等 (水銀及びその化合物)	存在・供用	施設の稼働 予測の精度が確保されているとともに、施設の稼働に伴う排ガスの最大影響濃度は整合を図るべき基準等を満たしていることと予測され、かつ、本事業はプラント更新事業であり、施設の稼働は現況と同等又はそれ以下と想定されるため、影響は軽微と考える。したがって、事後調査項目から除外する。	
その他の大気質に係る有害物質等	存在・供用	施設の稼働 予測の精度が確保されているとともに、施設の稼働に伴う排ガスの最大影響濃度は整合を図るべき基準等を満たしていることと予測され、かつ、本事業はプラント更新事業であり、施設の稼働は現況と同等又はそれ以下と想定されるため、影響は軽微と考える。したがって、事後調査項目から除外する。	
騒音・ 低周波音	騒音	工事	建設機械の稼働 予測の精度が確保されているとともに、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は整合を図るべき基準等を満たしていることと予測されることから、その影響は軽微と考える。したがって、事後調査項目から除外する。
		工事	資材運搬等の車両の走行 予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響は整合を図るべき基準等を満たしていることと予測されることから、その影響は軽微と考える。したがって、事後調査項目から除外する。
	存在・供用	施設の稼働 本事業はプラント更新事業であり、施設の稼働による影響は現況と同等が維持されると想定されるため、影響は軽微と考える。したがって、事後調査項目から除外する。	
	低周波音	存在・供用	施設の稼働 本事業はプラント更新事業であり、施設の稼働による影響は現況と同等が維持されると想定されるため、影響は軽微と考える。したがって、事後調査項目から除外する。

表 12.1-2(2) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

項目		環境影響要因		除外する理由	
振動	振動	工事	建設機械の稼働	予測の精度が確保されているとともに、建設機械の稼働に振動の影響は整合を図るべき基準等を満たしていると予測されることから、その影響は軽微と考える。したがって、事後調査項目から除外する。	
			資材運搬等の車両の走行	予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響は整合を図るべき基準等を満たしていると予測されることから、その影響は軽微と考える。したがって、事後調査項目から除外する。	
		存在・供用	施設の稼働	本事業はプラント更新事業であり、施設の稼働による影響は現況と同等が維持されると想定されるため、影響は軽微と考える。したがって、事後調査項目から除外する。	
悪臭	臭気指数又は臭気の濃度	存在・供用	施設の稼働	本事業はプラント更新事業であり、施設の稼働による影響は現況と同等が維持されると想定されるため、影響は軽微と考える。したがって、事後調査項目から除外する。	
	特定悪臭物質	存在・供用	施設の稼働		
水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量	存在・供用	施設の稼働	本事業はプラント更新事業であり、施設からの排水計画は既存の第一工場と同様であるため、排水による影響は現況と同等が維持され、影響は軽微と考える。したがって、事後調査項目から除外する。
		浮遊物質	存在・供用	施設の稼働	
		窒素及び燐	存在・供用	施設の稼働	
		水素イオン濃度	存在・供用	施設の稼働	
		溶存酸素量	存在・供用	施設の稼働	
		その他の生活環境項目	存在・供用	施設の稼働	
		健康項目等	存在・供用	施設の稼働	
	底質	底質に係る有害物質等	存在・供用	施設の稼働	
土壌	土壌に係る有害物質	存在・供用	施設の稼働	本事業はプラント更新事業であり、施設からの排水計画は既存の第一工場と同様であるため、排水による影響は現況と同等が維持され、影響は軽微と考える。したがって、事後調査項目から除外する。	
動物	保全すべき種	存在・供用	施設の稼働	本事業はプラント更新事業であり、施設からの排水計画は既存の第一工場と同様であるため、現況の新方川が維持されると考える。したがって、事後調査項目から除外する。	

表 12.1-2(3) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

項目		環境影響要因		除外する理由
廃棄物等	廃棄物	工事	造成等の工事	造成等の工事に伴う廃棄物等への影響は、適切な環境の保全のための措置を実施することで、整合を図るべき基準等との整合が図られ、その影響は軽微と考える。したがって、事後調査項目から除外する。
		存在・供用	施設の稼働	本事業はプラント更新事業であり、施設の稼働による影響は現況と同等が維持されると想定されるため、影響は軽微と考える。したがって、事後調査項目から除外する。
温室効果ガス等	温室効果ガス	工事	建設機械の稼働	予測の精度が確保されているとともに、建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの影響は整合を図るべき基準等を満たしていると予測されることから、その影響は軽微と考える。したがって、事後調査項目から除外する。
			資材運搬等の車両の走行	予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガスの影響は整合を図るべき基準等を満たしていると予測されることから、その影響は軽微と考える。したがって、事後調査項目から除外する。
		存在・供用	施設の稼働	本事業はプラント更新事業であり、施設の稼働による影響は現況と同等が維持されると想定されるため、影響は軽微と考える。したがって、事後調査項目から除外する。
			自動車等の走行	本事業はプラント更新事業であり、施設の稼働による影響は現況と同等が維持されると想定されるため、影響は軽微と考える。したがって、事後調査項目から除外する。

12.2 事後調査方法等

12.2.1 動物

動物（猛禽類）について、ハヤブサのコンディショニングの環境保全措置は、その効果に不確実性が考えられるため、工事中は事後調査を行う。また、コンディショニングを実施しない繁殖期においても、ハヤブサの生息状況を把握するためのモニタリング調査を実施する。

(1) 調査内容

1) 保全すべき種の状況

工事の実施（建設機械の稼働、資材運搬等の車両）に伴う保全すべき種への影響

2) 環境保全措置の実施状況

「第10章」に記載した環境保全のための措置の実施状況

(2) 調査方法

1) 保全すべき種の状況

定点観察法によりハヤブサの生息状況及び繁殖状況を把握する。

2) 環境保全措置の実施状況

現地確認及び関係資料の整理により確認する。

(3) 調査地域・地点

調査地点は、現地調査で定点観察法（地点 P1～P3）を基本とし、ハヤブサの確認状況に応じて随時見直しを行う。

環境保全のための措置の実施状況は、計画地及びその周辺とする。

(4) 調査期間・頻度

調査時期は、工事の実施中におけるハヤブサの繁殖期（2月～6月/年）とする。

12.3 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針

事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、調査結果を検討し、必要に応じて影響要因を推定するための調査を実施する。その結果、環境影響が本事業に起因すると判断された場合には、事業者である東埼玉資源環境組合が主体となり、改善のための措置等を検討、実施する。

12.4 事後調査の実施体制

12.4.1 事後調査書の提出時期

事後調査書は、工事中の調査完了後の適切な時期に提出するものとする。

12.4.2 事後調査を実施する主体

事後調査は、事業者である東埼玉資源環境組合が実施する。